平成２３年（フ）第９２号
兵庫県尼崎市富松町３丁目16番２―201号
破産者　株式会社尼京建設
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３９号
千葉県旭市西足洗562番地３
破産者　寺嶋　　潤
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第６５号
富山市手屋２丁目10番１号
破産者　有限会社三条歯研
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５６号
富山県砺波市太郎丸110番地
破産者　ネオクス株式会社
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第３７８号
岐阜市日置江３丁目58番地
破産者　有限会社キミオス
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３９８号
愛知県稲沢市駅前３丁目13番13号、開始決定時の住所岐阜県瑞穂市生津滝坪町１丁目92番地１
破産者　宮川　真介
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３９９号
愛知県稲沢市駅前３丁目13番13号、開始決定時の住所岐阜県瑞穂市生津滝坪町１丁目92番地１
破産者　宮川　綾子
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第７３５号
大阪府枚方市長尾家具町１丁目７番29号
破産者　有限会社トレイル
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３４１号
大阪府高槻市津之江町１丁目50番６号
破産者　株式会社エイティー
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７６号
福岡県行橋市大橋２丁目23―15　コーポＥＳＡ―102、商業登記簿上の本店所在地横浜市南区中島町１丁目13番地201号
破産者　株式会社エクセ商会
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第１４７号
沖縄県浦添市宮城４丁目３番７―402号、履歴事項全部証明書上の本店沖縄県浦添市安波茶２丁目10番１―101号
破産者　有限会社粋工建設
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第８号
北海道樺戸郡月形町58番地１
破産者　有限会社むつみ屋
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第６１３号
東京都八王子市横川町383番地エスポアールタケオ206号
破産者　楠　　得一
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０８号
新潟市中央区新光町７番地１
破産者　有限会社ロックサン
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０号
三重県鈴鹿市若松東２丁目16番28号
破産者　田中　秀和
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１０９６号
京都市中京区御幸町通錦小路上ル船屋町381番地
破産者　有限会社化粧師
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１７２号
京都府城陽市寺田樋尻45番地
破産者　奥西木工株式会社
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６６５号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目５番８号
破産者　株式会社Ｔ―ＴＥＣ
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６９号
兵庫県西宮市甲子園網引町１番６号
破産者　株式会社ゼオ
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３６６号
奈良市六条西５丁目１番９―２号
破産者　株式会社プリズン
1　決定年月日　平成27年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２０号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来961番地の２、前居所和歌山県田辺市湊641―２　パレス・プラセール２階Ｂ号
破産者　浅田　邦雄
1　決定年月日　平成27年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第４０７号
埼玉県幸手市南３丁目13番３号
破産者　新井　一男
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係